

令和9年度上越市奨学生募集要項【予約募集】

※令和9年4月から奨学金の貸与を希望する方を対象とした募集のご案内です。

1 奨学生の資格と貸付額

- ・経済的理由で修学が困難な方に対する奨学金貸付制度です。
- ・将来、奨学生の皆さんが地元で活躍されることを願って、市が行う制度です。

資格(次のいずれにも該当する方) ○上越市に保護者等が居住する世帯の学生又は生徒 ○学校教育法に定める下の欄の学校に在学する学生又は生徒	貸 付 額 (無 利 子)
①高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程に限る)、 特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程在学者(修業年限が2年以上)	月額 15,000円
②大学(専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職 短期大学を含む)、 専修学校の専門課程在学者(修業年限が2年以上) ※入学準備金のみ応募はできません。	月額 40,000円 入学準備金 100,000円

(1)成績基準

①高校、専修学校(高等課程)等

- ・原則的には学習成績評定による選考はしない。

②大学、専修学校(専門課程)等

- ・1年生については、高校等における学習成績評定が全履修科目の平均値で概ね3.5以上(5段階評価)であること。
※ただし、高校等を卒業し大学等の1年に在学する予定の人で、申込時において市民税所得割非課税世帯又は生活保護世帯の人は、学習成績評定による選考はしない。
- ・2年生以上については、申込時までの在学期間の成績で良以上又はB以上が全履修科目数の50%を超えること。

(2)所得基準(経済的理由とは)

保護者(父及び母。母子・父子世帯の場合は母又は父。)若しくは家計の主宰者等の1年間の認定所得額が上越市教育委員会の定める所得基準以下であること。

2 採用予定人数

20人程度

*奨学金貸付審査委員会の審査により選考します。

3 奨学金の貸付期間

貸付決定の月(令和9年4月以降)からその人の在学する学校の最短修業年限の終期までの期間。

4 奨学金の交付

奨学金は、4月、7月、10月、1月にそれぞれ3か月分を本人名義の口座に交付します。

(ただし初年度は、貸し付けを決定した月以降に交付)

入学準備金(大学生等に限る)は、4月に一括で交付します。

5 申込方法

提出書類 (提出された書類は返却しませんので注意してください)	① 奨学生採用申込書(「認定所得額計算書」の添付があるもの)
	② 奨学生推薦調書(令和9年度新1年生は卒業(予定)学校からの証明)
	③ 在学証明書(入学後に学校で発行したもの) ※注
	④ 収入等に関する証明書(父母又は家計の主宰者のものが必要) ◇必ず必要な書類 ・令和7年1年間の所得額が分かる書類(令和7年分源泉徴収票の写し、令和7年分市民税県民税申告書の控えの写し、令和7年分確定申告書の控えの写し、令和8年度所得・課税証明書のうちいずれか) ※父、母とも必要 ◇世帯の状況により必要となる書類 ・市民税所得割非課税世帯は、令和8年度所得・課税証明書 ・雇用保険受給者(予定者含む)は雇用保険受給資格証の写し ・年金受給者の場合は、その金額が分かる書類(年金の源泉徴収票等)
申込受付	上越市教育委員会 学校教育課(〒942-8563 上越市下門前1770番地) 又は総合事務所の教育・文化グループ、南・北出張所
申込期間	令和8年10月1日(木)～10月30日(金)(当日消印有効)

※注) 在学証明書は、入学後に提出を求めるため、お申し込みの際は提出不要です。

6 採用決定及び通知

○奨学生の採用は、上越市奨学金貸付審査委員会の選考を経て教育委員会が決定します。

○採用又は不採用については、本人に通知します。

7 募集開始から奨学金交付までの流れ

時 期	内 容
令和8年10月1日～10月30日	・募集受付期間
令和8年11月中旬～下旬	・審査委員会による選考
令和8年12月上旬	・審査結果(採用・不採用)の通知 ※学校教育課より郵送で通知します。
令和8年4月上旬～中旬	・在学証明書等の必要書類提出 ※詳細は審査結果通知後にお知らせします。
令和8年4月下旬～5月上旬	・奨学金の入金

8 連帯保証人及び保証人

採用が決定し、貸与を受ける際には、連帯保証人（父母等）1人、および保証人（本人、連帯保証人と世帯を異にし、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者で65歳未満の者）1人が必要です。

（採用後に、連帯保証人及び保証人の関係書類の提出がない場合は、奨学金を貸与することはできませんので注意してください。）

9 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

奨学金の貸与終了に当って「借用証書」を提出いただきます。その際には、連帯保証人（父母等）1人及び保証人（本人、連帯保証人と別世帯かつ別生計の65歳未満の者）が1人必要となります。返還方法には、年賦（1年間に1回返還）や半年賦（1年間に2回返還）・月賦があり、借用証書提出時に選択します。奨学金は無利子です。貸付期間の3倍の年数以内に返還しなければなりません。

なお、奨学生が奨学金の返還を履行しない場合、法律（民法）に基づき奨学生に代わって連帯保証人または保証人が返還を履行する責任を負うことになります。

「奨学生採用申込書等」記入要領

上越市奨学金は、学生本人に貸与するものです。申込書は学生本人が記入してください。
申込書は、選考上の大切な資料です。事実をありのままに記入してください。

- 1 「氏名」欄には、必ず戸籍に記載されているものを記入ください。
- 2 「生年月日」欄の年齢は、令和9年4月1日現在で記入ください。
- 3 「本人住所」欄は居住地を、「家族住所」欄は住民票に記載されているもので、以下も記入ください。(郵便番号及び寮、アパート等の名称、室番号も記入)
- 4 「在学(予定)学校」欄は、令和9年4月1日現在の状況を記入してください。国公立又は私立に☑印し、在学学校名、学部、学科、学年、を記入してください。
- 5 「入学・卒業予定」欄は、入学年月日及び卒業予定年月日を記入ください。
- 6 「本人及び家族状況」欄は、生計を一にしている者は、同居・別居を問わず、全員記入ください。
「年齢」は、令和9年4月1日現在で記入ください。
「続柄」は、申込者本人からみた関係を記入ください。
「職業」「勤務先」は、具体的に記入ください。
「所得」は、本人及びご家族それぞれの令和7年分の所得金額を記入してください。
「在学学校名、学年、奨学金受給の有無」は、学生の場合に記入ください。
- 7 「奨学金貸付を希望する理由」欄は、奨学金を申し込むに至った事情などを具体的に記入ください。家計困難・経済的理由のため・収入少なく修学困難等のみでは受付できません。
- 8 「本人の履歴」欄は、中学校卒業から在学(予定)校入学までの年月、学校名及び入社年月、会社名を記入ください。(大学入学資格検定合格者は、その年月も記入。)
- 9 「誓約」欄は、本人並びに連帯保証人が必ず自書ください。
- 10 「連帯保証人」は、原則、保護者等(父母等)ですが、事情によってはこれに代わる適当な者を選定ください。連帯保証人は成人であって、将来、本人と連帯して弁済の責任を負います(なお、採用後には「保証人」の選定も必要です。保証人は同じく成人であって、連帯保証人とは独立した生計を営む65歳未満の者で、将来本人・連帯保証人に次いで弁済の責任を負います)。
- 11 奨学生推薦書は、学校へ提出し、推薦を受けてください。
 - ・令和9年度新1年生の場合は出身高等学校(中学校)等から推薦を受けてください。
 - ・令和9年4月1日現在2年生以上の場合は在学学校の推薦を受けてください。

◎ 提出先 上越市教育委員会学校教育課又は総合事務所の教育・文化グループ、南・北出張所
◎ 問合せ先 上越市教育委員会 学校教育課 就学支援係
〒942-8563 上越市下門前1770番地 (Tel 025-545-9244)

令和9年度上越市奨学金所得基準【予約募集】

【1. 高校生の所得基準】

- 奨学金の貸与を希望する本人の保護者（父及び母。母子世帯の場合は母。父子世帯の場合は父。）、若しくは家計の主宰者の1年間の所得金額（※1）から特別控除額（※2）を引いた金額（以下「認定所得額」という。）が357万円以下であること。なお、認定所得額は「令和9年度上越市奨学金認定所得額計算書」を用いて算出してください。

※1 所得金額とは、奨学金の貸与を希望する本人の保護者（父及び母）若しくは家計の主宰者の令和7年における下記の金額を合計したもの。

① 給与所得の場合

所得税法第28条に定める金額

※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が給与所得金額です。

② 給与所得以外の場合

所得税法第23条から第27条までの額又は第30条から第35条までの金額

※収入額から必要経費を差し引いた金額（必要経費とは、事業所得においては売上
品原価と営業経費（人件費、減価償却費、公租公課等）との合計額であり、農業
所得では肥料や苗代・飼料・燃料代等の購入費の合計額）。

※2 特別控除額とは、「令和9年度上越市奨学金認定所得額計算書」の中にある「特別控除額表」の金額を示す。

- 本人の保護者等が、無職無収入の場合は、所得金額を0円とします。証明書類を添付してください。

（ただし、雇用保険等受給者は保険金額を収入としますので証明書類を添付ください。）

- 認定所得額の算出は、「令和9年度上越市奨学金認定所得額計算書」を用いて計算し、必要な添付書類がある場合は、併せて提出してください。

- なお、所得を確認できる関係書類等の提出がない場合は奨学金を貸与することはできませんので注意してください。

【2. 大学生等の所得基準】

- 奨学金の貸与を希望する本人の保護者（父及び母。母子世帯の場合は母。父子世帯の場合は父。）、若しくは家計の主宰者の1年間の所得金額（※1）から特別控除額（※2）を引いた金額（以下「認定所得額」という。）が466万円以下であること。なお、認定所得額は「令和9年度上越市奨学金認定所得額計算書」を用いて算出してください。

※1 所得金額とは、奨学金の貸与を希望する本人の保護者（父及び母）若しくは家計の主宰者の令和7年における下記の金額を合計したもの。

① 給与所得の場合

所得税法第28条に定める金額

※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が給与所得金額です。

② 給与所得以外の場合

所得税法第23条から第27条までの額又は第30条から第35条までの金額

※収入額から必要経費を差し引いた金額（必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（人件費、減価償却費、公租公課等）との合計額であり、農業所得では肥料や苗代・飼料・燃料代等の購入費の合計額）。

※2 特別控除額とは、「令和9年度上越市奨学金認定所得額計算書」の中にある「特別控除額表」の金額を示す。

- 本人の保護者等が、無職無収入の場合は、所得金額を0円とします。証明書類を添付してください。

（ただし、雇用保険等受給者は保険金額を収入としますので証明書類を添付ください。）

- 認定所得額の算出は、「令和9年度上越市奨学金認定所得額計算書」を用いて計算し、必要な添付書類がある場合は、併せて提出してください。

- なお、所得を確認できる関係書類等の提出がない場合は奨学金を貸与することはできませんので注意してください。